

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第5号

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和47年新潟県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表第4（第123条関係）		別表第4（第123条関係）	
区分	使用の種類	使用の種類	使用料（単位 円）
土地 (略)	水管、下水 道管、ガス 管その他こ れに類する もの	水管、下水 道管、ガス 管その他こ れに類する もの	使用料（単位 円）
	外径が0.15メートル未満のもの	外径が0.15メートル未満のもの	79
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの	100
	外径が0.2メートル以上 0.4メートル未満のもの	外径が0.2メートル以上 0.4メートル未満のもの	210
	外径が0.4メートル以上1 メートル未満のもの	外径が0.4メートル以上1 メートル未満のもの	520
	外径が1メートル以上の もの	外径が1メートル以上の もの	1,000
(略)	その他のもの（使用面積が5平方メー トル未満のものに限る。）	その他のもの（使用面積が5平方メー トル未満のものに限る。）	1,700
備考	(略)	備考	(略)

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。